

# 軽自動車税の税率が変わります

地方税法などの改正に伴い、軽三輪以上の軽自動車は平成27年度より、原動機付自転車および二輪車などは平成28年度より次のように税率が改正されます。

■原動機付自転車および二輪車など   
平成28年度から、下表のとおり税率が引き上げられます。

車両区分		税率（年税額）	
		現行（平成27年度まで）	改正後（平成28年度以降）
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	<b>2,000円</b>
	50cc超90cc以下	1,200円	<b>2,000円</b>
	90cc超125cc以下	1,600円	<b>2,400円</b>
	ミニカー	2,500円	<b>3,700円</b>
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	<b>2,400円</b>
	その他	4,700円	<b>5,900円</b>
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	<b>3,600円</b>
自動二輪小型自動車	250cc超	4,000円	<b>6,000円</b>

■四輪以上および三輪の軽自動車 

- 平成27年3月31日以前に所有している車や中古車を取得した場合には、(1)の現行税率のままです。
- 平成27年4月1日以降に新規購入した場合には、(2)の新税率が適用されます。
- 平成28年度から、最初の登録から13年を経過した車両を所有している場合には、(3)の経年重課の税率が適用されます。

車両区分		税率（年税額）			
		(1)平成27年3月31日以前に登録した新車および中古車	(2)平成27年4月1日以降に新規検査を受け、登録した新車	(3)平成28年賦課期日現在で13年経過した車両	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

## ◆重課制度について

例) 平成25年5月に中古の自家用軽乗用車（平成15年6月に新規検査された車両）を購入した場合、平成26年度から平成28年度までの税率は7,200円ですが、平成29年度からは新規検査から13年以上経過している車両に重課税が適用されるため12,900円となります。

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日とし、所有している人へ課税されます。  
使用していない軽自動車や農耕車、バイクなどの所有者は、廃車の手続きをお願いします。廃車していない軽自動車やバイクなどは税金がかかります。  
また、車両の所有者が死亡したり、転出・転居や譲渡した場合は、所定の手続きをお願いします。

〈問い合わせ〉 役場 税務課軽自動車税係 TEL(62)9181